（別紙３）【様式第８：実績報告書に添付】

支出内訳書

事業者名：

番　　号：

（単位：円）

|  |  |
| --- | --- |
| 経費区分 | 補助対象経費 |
| １．機械装置等費 |  |
| ２．広報費 |  |
| ３．ウェブサイト関連費（①） |  |
| ４．展示会等出展費（オンラインによる展示会・商談会等を含む) |  |
| ５．旅費 |  |
| ６．新商品開発費 |  |
| ７．資料購入費 |  |
| ８．借料 |  |
| ９．設備処分費（②） |  |
| 10．委託・外注費 |  |
| 11．車両購入費 |  |
| （上記３.を除く）補助対象経費小計（③） |  |
| （上記３.のみ）補助対象経費小計（④） |  |
| 補助対象経費合計（上記1．～11.）（⑤） |  |
| ②≦⑤×1/2かつ②が申請・交付決定時の計上額の範囲内  →　はい・いいえ　※いいえの場合は実績報告ができません。 |  |
| （１）③の3分の2以内の金額（円未満は切り捨て） |  |
| （２）④の3分の2以内の金額（円未満は切り捨て） |  |
| （３）(1)+(2)の合計額 |  |
| （４）交付決定通知書記載の補助金の額  （計画変更で補助金の額を変更した場合は変更後の額） |  |
| （５）補助金額（(3)または(4)のいずれか低い額） |  |
| （６）収益納付額（控除される額）（※１） |  |
| 交付を受ける補助金額（精算額）（５）－（６） |  |
| (2)≦(5)×1/4であるか（※２） | はい　・　いいえ  ※いいえの場合は実績報告ができません。 |

※1：収益納付がある場合には、補助金の確定額から納付分が減額されて精算されます(別紙4の納付額（F）に記載がある場合は、「収益納付額(控除される額)」の欄に、別紙4の納付額（F）を記入)。

※2：ウェブサイト関連費は、交付すべき補助金の額の確定時に認められる補助金総額の1/4が上限  
（直接被害の場合最大50万円、間接被害の場合最大25万円）。